

平成27年度決算に基づく健全化判断比率等について

「地方公共団体財政健全化法」に基づく、平塚市の財政指標（健全化判断比率）と公営企業の資金不足比率を公表します。

- 平成27年度決算に基づき「健全化判断比率」を算定したところ、下表のとおり、いずれの指数についても早期健全化基準を下回っています。

比率区分	健全化判断比率		平成27年度	
	平成27年度	平成26年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (赤字はありません)	— (赤字はありません)	11.28%	20.00%
連結実質赤字比率	— (赤字はありません)	— (赤字はありません)	16.28%	30.00%
実質公債費比率	2.6%	2.3%	25.00%	35.00%
将来負担比率	0.0%	0.5%	350.00%	

- 各公営企業における「資金不足比率」については、平成27年度決算において資金不足を生じた公営企業はありません。

公営企業会計名	資金不足比率		経営健全化基準
	平成27年度	平成26年度	
病院事業会計	— (資金不足はありません)	— (資金不足はありません)	20.00%
水産物地方卸売市場事業特別会計	— (資金不足はありません)	— (資金不足はありません)	20.00%
下水道事業特別会計	— (資金不足はありません)	— (資金不足はありません)	20.00%
農業集落排水事業特別会計	— (資金不足はありません)	— (資金不足はありません)	20.00%

健全化判断比率等は、平塚市の現在の財政状況が健全な範囲にあることを示しています。しかし、少子高齢化の進展に伴う扶助費、医療費や介護給付費等に係る特別会計への繰出金などの社会保障関係費の増加、公共施設等の長寿命化への対応など、今後も歳出は増加が見込まれます。そのため、他の財政指標の推移に注意しながら財政運営を行う必要があります。

*** 早期健全化基準とは**

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

「財政健全化計画」は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられています。

*** 財政再生基準とは**

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、「財政再生計画」を定めなければなりません。

「財政再生計画」は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられています。

なお、「財政再生計画」について、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

*** 経営健全化基準（公営企業会計のみ適用）とは**

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

「経営健全化計画」は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられています。

1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模（国の基準により算定する本市の標準的な一般財源の規模）に対する比率です。本市においては、一般会計等においても全会計においても次のとおり実質赤字又は資金の不足額が生じておりませんので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに該当はありません。

(単位：千円)

会 計 名		実 質 収 支 額		増 減 額
		平成 2 7 年 度	平成 2 6 年 度	(2 7 - 2 6)
一 般 会 計 等	一 般 会 計	2,688,606	3,693,086	△ 1,004,480
	標 準 財 政 規 模	48,453,987	47,791,511	662,476
	実 質 赤 字 比 率 (%)	△ 5.54	△ 7.72	

※ 実質赤字比率は、赤字がないため、黒字の比率を負の数で表示しています。

(単位：千円)

会 計 名		実 質 収 支 額 又 は 資 金 不 足 ・ 剰 余 額		増 減 額
		平成 2 7 年 度	平成 2 6 年 度	(2 7 - 2 6)
一 般 会 計 等 以 外 の 会 計	競 輪 事 業 特 別 会 計	411,295	249,769	161,526
	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	272,601	600,513	△ 327,912
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	277,895	394,616	△ 116,721
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	171,796	161,958	9,838
	《 公 営 企 業 会 計 》			
	病 院 事 業 会 計	2,297,743	1,672,684	625,059
	水 産 物 地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	1,378	1,347	31
	下 水 道 事 業 特 別 会 計	338,083	245,003	93,080
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	58,773	24,723	34,050
	合 計	6,518,170	7,043,699	△ 525,529
標 準 財 政 規 模 (再 掲)	48,453,987	47,791,511	662,476	
連 結 実 質 赤 字 比 率 (%)	△ 13.45	△ 14.73		

※ 連結実質赤字比率は、赤字がないため、黒字の比率を負の数で表示しています。

2 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率の3か年平均です。平成27年度は0.3ポイント増の2.6%となり、早期健全化基準の25%を下回っています。平成27年度単年度では、一般会計等に係る元利償還金の減少はあるものの、特定財源の減少等もあり0.5ポイントの増加となりました。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{D - C}$$

(単位：千円)

年度	A 地方債元利償還金等	B 特定財源	C 元利償還金等に係る 基準財政需要額算入額	D 標準財政規模	実質公債費比率 (%)		
					単年度	3か年平均 (平成26年度)	3か年平均 (平成27年度)
24	9,478,458	2,625,882	5,956,701	47,523,359	2.1	2.3	2.6
25	9,709,314	2,593,763	6,032,324	48,160,096	2.6		
26	9,885,095	2,709,954	6,189,598	47,791,511	2.4		
27	9,538,250	2,597,156	5,685,857	48,453,987	2.9		

A：一般会計等に係る公債費・公営企業債充当繰入金・公債費に準ずる債務負担行為・一時借入金の利子

B：地方債償還額に充当した都市計画税・市営住宅使用料・貸付金返還金

3 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。平成27年度も充当可能財源等が将来負担額をやや下回ったことから0.0%と、昨年度に続き比率が算定されました。比率を算定する要素のうち、将来負担額については、土地開発公社による先行取得用地の買い取りが進んだことや榊神奈川食肉センターが受けた融資の償還払いに対する補助の完済などにより前年度よりも減少しましたが、充当可能財源等についても、都市計画税の減少などからトータルで減となりました。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - B}{C - D}$$

(単位：千円)

年度	A 将来負担額	B 充 当 可 能 財 源 等	C 標準財政規模	D 基準財政需要額 算入公債費等の額	将来負担比率 (%)
27	103,816,900	103,803,221	48,453,987	5,685,857	0.0
26	104,456,801	104,208,620	47,791,511	6,189,598	0.5
増減額 (27-26)	△ 639,901	△ 405,399	662,476	△ 503,741	

A：一般会計等地方債現在高・債務負担行為支出予定額・公営企業債等繰入見込額・退職手当負担見込額
設立法人の負債額等負担見込額

B：充当可能基金・都市計画税・国庫支出金・市営住宅使用料・貸付金返還金・基準財政需要額算入見込額

4 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業の事業の規模に対する資金不足額の比率です。本市の公営企業においては、資金の不足額が生じておりませんので該当ありません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{A}}{\text{B}}$$

(単位：千円)

区 分		病院事業会計	水産物地方卸売 市場事業特別会計	下水道事業 特別会計	農業集落排水 事業特別会計
平成 27 年 度	A 資金不足額	△ 2,297,743	△ 1,378	△ 338,083	△ 58,773
	B 事業規模	10,632,147	5,810	4,901,483	23,168
	資金不足比率 (%)	△ 21.6	△ 23.7	△ 6.9	△ 253.7

※ A資金不足額がないため、資金剰余額を負の数で表示しています。また、資金不足比率は、資金不足がないため、資金剰余の比率を負の数で表示しています。

〈A 資金不足額〉

病院事業会計では、流動負債から流動資産、貸倒引当金及び控除企業債等（企業債及び他会計からの長期借入金で建設改良等に充てるための額）、控除引当金等を差し引いた額です。その他の3つの事業会計では、歳出額から歳入額（翌年度に繰越すべき財源を控除）を差し引いた額です。

〈B 事業規模〉

病院事業会計では、医業収益の額です。その他の3つの事業会計では、市場使用料や下水道使用料などの営業収益から受託工事収益を差し引いた額です。

健全化判断比率等の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	特						
公営事業会計	別	競輪事業					
		国民健康保険事業					
		介護保険事業					
		後期高齢者医療事業					
	公会計	公営企業会計	病院事業				
			水産物地方卸売市場事業				
			下水道事業				
			農業集落排水事業				
一部事務組合	神奈川県後期高齢者医療広域連合						
	金目川水害予防組合						
地方公社・第三セクター等	平塚市土地開発公社						
	(株)神奈川食肉センター						